

生徒・保護者の皆さんへ ～自転車のヘルメット着用について～

新年度が始まって約2か月が経ちました。

生徒の皆さんは、学習や部活動など、さまざまなことに日々、熱心に取り組んでいることと思います。

さて、皆さんも知っているとおり、道路交通法が改正され、今年の4月1日から、「自転車に乗るすべての人は、ヘルメットをかぶるよう努めなければならない」となりました。今、皆さんは、自転車に乗るときにヘルメットを着用しているでしょうか。

徳島県では、毎年、多くの交通事故が起きており、その中には、高校生が自転車に乗っているときに起こったものもあります。交通事故に遭い、亡くなった方や重傷を負った方の中には、ヘルメットを着用していれば被害が軽減された可能性があるといわれている方が少なくありません。ヘルメットは、事故に遭ったときに皆さんの命を守ってくれるものです。しかしながら、今年5月の警察の調査では、登校中の高校生のヘルメット着用率は、約3%であり、大変低い状況であることが分かりました。

そこで、皆さんには、たった一つしかない命を守るために、自転車に乗るときには必ずヘルメットを着用してほしいと考えています。自分は大丈夫と思うのではなく、友達や家族と命の重みについて話し合い、考え、行動してください。毎日元気に家を出て、元気に帰ることは、当たり前のことですが、皆さんのご家族や先生方が一番に願っていることでもあります。

保護者の皆様には、ご家庭において、お子様とかげがえのない命の大切さや自転車の安全な利用、自転車利用時のヘルメットの着用について話し合ってくださいように、どうかよろしく願いいたします。

徳島の未来を担う皆さんが、元気に学校生活を送り、命を輝かせてたくましく成長されることを心から応援しています。

令和5年6月9日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩一